様式第２号（第３条関係）

道路里親制度に関する協定書

（以下「団体」という。）と道路管理者利根町長（以下「利根町」という。）とは，利根町道路里親制度実施要綱第３条第２項の規定に基づき，次のとおり協定を締結するものとする。

（活動区間）

第１条　この協定書に基づく活動区間は，次のとおりとする。

|  |
| --- |
| 町道　　　　　号線　　　　　　　　ｍ |
| 利根町大字　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番地先　から利根町大字　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番地先　まで |

（活動内容）

第２条　団体は，活動区間の歩道及び植樹帯等（車道部分を除く）について，

当該認定を受けた日（継続の場合は４月１日）から当該年度の末日までの期

間に４回以上の清掃美化活動を行うものとする。

２　団体は，発生したごみについては，利根町の分別方法と指示に従って適正

に処分する。

３　団体は，新たに花の植栽又は抜取りを行う場合は，利根町と協議する。

４　団体は，自己の責任において作業を行い，けが等をしないよう十分注意を

するものとする。

５　団体は，活動に伴う車の使用を控え，活動中は道路交通に支障が生じない

ように努める。

６　団体の代表者は，計画書，報告書をそれぞれ提出期限までに利根町に提出

するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団　　　体 | 提出書類 | 提出期限 |
| 名　称 | 内　容 |
| 新規の場合 | 活動計画書 | 認定を受けた日から当該年度の末日までの活動計画 | 認定を受けた日から１４日以内 |
| 継続の場合 | 次年度の初日から末日までの活動計画 | 前年度の末日 |
| 新規・継続の場合 | 活動報告書 | 活動した期間の活動報告 | 当該年度の末日 |

（活動中の事故）

第３条　活動中の事故に対して，利根町はその責任を負わない。ただし，利根

町が加入しているボランティア保険の対象となる事故については，当該保険

の範囲内で補償を行う。

２　事故が発生した場合，団体の代表者は速やかに利根町に通報するとともに，

事故報告書を町長に提出するものとする。

（町の支援等）

第４条　町の支援は，次のとおりとする。

（１）里親の活動に関するボランティア活動保険に加入すること。

（２）里親の活動に必要な物品の支給又は用具の貸与を行うこと。

２　町は，里親の代表者から希望があった場合は，里親名を記した表示板を，当該活動区間に設置することができる。ただし，個人名，商品名又は公序良俗に反するような名称等の表示はしないものとする。

（協定書の期間）

第５条　この協定書は，団体からの変更又は解除の申し出がない場合は，継続

するものとする。ただし，団体の活動が，この協定書その他法令に抵触する場合，又は利根町道路里親制度実施要綱の目的と異なる活動を行った場合その他里親としてふさわしくないと認める場合は，協定書を解除して里親の認定を取り消すことができる。

（その他）

第６条　この協定書に定めのない事項に又は疑義が生じた場合は，団体及び利根町の双方が協議し解決するものとする。

本協定の証として本書２通を作成し，団体及び利根町が記名押印の上，各自

１通を保有する。

　年　月　日

（里親）団体名

代表者住所

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　印

茨城県北相馬郡利根町大字布川８４１番地１

利根町長　　　　　　　　　　　　印